

自然環境保全協定締結指導基準

<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業に伴う地形の改変及び樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう計画し、盛土、切土の量はできる限り少なくすること。 2 土砂の流出を防止するため、あらかじめ必要な防災施設を設置すること。 3 切取及び盛土の法面は、土質に応じ適切な勾配を設け、現地付近に自生している植物又は現地に適合した植物をもって緑化すること。 4 残土は土砂場を定めて排土し、その法面は盛土と同様の処理をするなど流出の防止措置を施すこと。 5 事業地内に集排水施設を整備し、雨水による土砂の流出及び崩壊を防止すること。
<p>別 荘</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分譲地一区画の面積は、1000 m²をくだらないこと。 2 建物は2階建て以下、かつ13m以下とすること。 3 遮蔽又は隔障の施設としては、生垣又は柵以外のものを使用しないこと。 4 建物の周辺、区域内道路の両側には修景のための植栽を行うこと。 5 建ぺい率は20%以下とし、陸屋根をさげ、構造・色彩については周囲の自然との調和を図ること。
<p>分譲宅地造成 (分譲住宅)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分譲地内に住民の憩いの場所として、自然緑地及び公園緑地を設けること。 2 緑地面積は、全体面積の20%以上とすること。 3 分譲地一区画の面積は、230～250 m²以上とすること。 4 遮蔽又は隔障の施設としては、生垣又は柵以外のものを使用しないこと。 5 建ぺい率は30%～40%以下とすること。 6 修景のため植栽した樹木は、防災上やむを得ない場合を除き伐採しないこと。 7 建物は2階以下、かつ高さ10m以下とし、構造・色彩についても周囲の自然との調和を図ること。 8 主要幹線道路の両側には、交通上及び防災上支障のない限り修景のため、その土地に適合した樹木を植栽すること。 9 区域内で生ずる汚水及びし尿に対しては、十分な処理能力を有する浄化施設を設けること。
<p>ゴルフ場造成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 切土又は盛土により、土地の形状変更を行う部分の面積は、当

	<p>該ゴルフ場面積の2分の1以下とし、造成による自然環境の改善が全体として過半数にならないこと。</p> <p>2 造成に係るゴルフコースは、それぞれ独立するよう配置し、各コース間は幅 30m 以上の樹林帯又は自然の草生地とすること。</p> <p>3 切土又は盛土による土地の形状変更が連続しないようにすること。</p> <p>4 公道近くにあるゴルフコースについては、危険防止のため道路とコースの間に樹林帯又は防護柵を設けるなど公道通行人の安全を確保するように配慮すること。</p>
採石場	<p>1 樹木の除去や伐採は、この事業の進度に合わせて行い採石場周囲の樹木は、遮蔽林の機能を果たすため伐採しないよう努めること。</p> <p>2 採掘等により生じる残土は、植生及び自然景観に支障のないよう、あらかじめ定められた土砂場に処理すること。</p> <p>3 採石方法は、跡地修景可能な工法とし、周囲の自然景観に調和するよう種子吹き付け、ネット工法、樹木の植栽等により修景美化を図ること</p> <p>4 採石場内で生じる汚水は、調整池を設け、下流域に影響を及ぼさないよう措置すること。</p>